

行田市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

平成31年3月27日決裁

行田市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解と普及を推進するため、行田市手話言語条例（平成29年12月21日条例第40号。以下「条例」という。）第7条に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を次のとおり定める。

- 1 手話への理解及び手話の普及の促進に関すること（条例第7条第1項第1号）
 - (1) 手話及び手話を使用するろう者に関する理解を推進するために、市の広報誌やホームページなどを活用し、広く普及に努める。
 - (2) 市民が手話に親しみ、学ぶことができる機会の確保に努める。
 - (3) 手話講習会を開催し、手話奉仕員の養成に努める。

- 2 手話による意思疎通の支援に関すること（条例第7条第1項第2号）
 - (1) 手話通訳派遣事務所の体制の整備に努める。

- 3 手話による情報の発信及び取得に関すること（条例第7条第1項第3号）
 - (1) 市主催の各種行事を行う際に、必要に応じて手話通訳者等の派遣に関し、適切な環境づくりに努める。
 - (2) 行田市教育委員会と連携し、市内小中学校の児童・生徒を対象に手話に親しみ、学ぶ機会を提供するよう努める。
 - (3) 市内事業者が条例の推進に関して必要な取り組みを進められるよう情報提供を行う。

- 4 方針の検証
本方針に定める施策について、適宜実施状況を検証し、必要に応じて見直すことができるものとする。